

パワハラ・セクハラのない職場環境へ

— 一層のご配慮をお願いいたします —

(一社) 日本書籍出版協会

理事長 小野寺 優

人事・総務委員会委員長 岡本 功

ご存じの通り、パワハラ・セクハラが社会問題化しています。出版界においてもこれを他人事と傍観してはいただけません。つきましては会員各社におかれましても今一度、職場環境や体制を見直し、職場のみならず取引先・著作者等との関係につきましても、加害者・被害者、双方の視点から対策強化をお願いする次第です。

I 法律の求め（事業主として講じる措置）が強化されています

1. パワーハラスメント防止策強化

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

2. セクシャルハラスメント防止策強化

- ①事業主および労働者の責務の明確化
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③自社の労働者が他社の労働者にセクシャルハラスメントを行った場合の協力対応

II 職場内のほか、他者（取引先、著作者等）との関係にもご留意ください

- 1. 従業員の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 2. 被害を受けた従業員のメンタルケア、加害の疑いがある顧客への個人対応をさせないことなど、被害者への配慮のための具体的な取り組み
- 3. 他の事業主が雇用する従業員等からのハラスメントや、取引先等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための措置（顧客対応マニュアルの作成や、研修の実施など）
- 4. 自社の役員・従業員による他者（取引先、著作者等）への迷惑行為に対する対応準備等の整備

III 相談体制を策定してください

大中小企業規模を問わずハラスメント対策が義務付けられました。社内における相談窓口を設けるだけでなく、外部機関に委託することも可能です。

V情報リンク先

以下、厚労省関係情報リンク先です。

1. 職場におけるハラスメントの防止のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



2. パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました！

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>



3. ハラスメント悩み相談室

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



出版社本来のコミュニケーション能力を目指して

私たち出版業界は、これまでも書籍を通じて遠く離れた人々への情報伝達を担ってきました。コロナ禍のリモートワークの弊害として相互理解の欠如が問題視されるようになりましたが、私たち出版業界には社外の著作者とも綿密にコミュニケーションを深め、一冊一冊の本を作りあげてきた歴史があります。私たちはリモートワークの先駆者です。

今回、法の強化や社会問題化をきっかけとして呼びかけを行なっておりますが、こうした出版業界らしい特色を、社内外の環境整備に生かしていただけたらと願っております。書籍を通じて喜んでいただけること、そして人間関係において社内外に喜んでいただけるように、これからも頑張っまいります。

○問合せ先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-32 出版クラブビル 5 階

一般社団法人 日本書籍出版協会 総務部：宮本

TEL:03-6273-7061 FAX:03-6811-0959 E-mail:miyamoto@jbpa.or.jp